

平成29年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年12月11日午前9時31分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課員	平尾好孝	総務政策課員	樫原基史
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課員	十河貴子	住民生活課員	木村陽子
住民生活課員	宮本真里	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	税務課長	橋本秀行

上下水道課長	三 栖 啓 功	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 8 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 7 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 1 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 2 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 8 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |

日程第 1 6	議案第 5 5 号	平成 2 8 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	議案第 5 6 号	平成 2 8 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
日程第 1 8	報告第 2 1 号	平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 6 6 号	上富田町学校給食費条例
日程第 2 0	議案第 6 7 号	権利の放棄について
日程第 2 1	議案第 6 8 号	権利の放棄について
日程第 2 2	議案第 6 9 号	平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 3	議案第 7 0 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 7 1 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 7 3 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 7 4 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 7 5 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 9	議案第 7 6 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
日程第 3 0	議案第 7 7 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
日程第 3 1	議案第 7 8 号	平成 2 9 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 2	議案第 7 9 号	工事請負変更契約の締結について（平成 2 9 年度 第 2 - 1 号 公共下水道事業 生馬下水道管（8 工区）布設工事（補助））
日程第 3 3	議案第 8 0 号	工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度 第 1 号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事）
日程第 3 4	議案第 8 1 号	工事請負変更契約の締結について（平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター

建築工事)

日程第 3 5 議案第 8 2 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 8 年度 第 3 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター 電気設備工事)

日程第 3 6 議案第 8 3 号 物品購入変更契約の締結について (平成 2 8 年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品 (厨房機器))

日程第 3 7 議案第 8 4 号 土地取得について

△開 会 午前 9 時 3 1 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 4 回定例会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 4 回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 1 0 番、榎本敏君、1 1 番、木本眞次君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 9 日までの 9 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は 9 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成29年9月定例会以降の議員活動及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員につきましては、お手元に配付していますので、よろしくお願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と特定非営利活動法人和歌山県腎友会より、大規模災害時における透析患者、障害者に対する支援等についての要望書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月11日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されるようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

現在、役場の庁舎の電気設備とか空調施設をやりかえております。電気設備につきましてはLEDにかえていますので、少し明るくなったかなという感じです。空調施設については、けさが初めての運転なんです。できましたら、まだ調節しますけれども、こういう状態になるということのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

私にとりましては今議会が最後で、丁寧にご挨拶をさせていただくようにしますので、よろしくお願いいたします。

本日、ここに平成29年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、本年も彦五郎公園のイルミネーションがとまり、年の瀬を感じるきょうこのごろですが、本年を振り返ってみますと、7月には九州北部豪雨があり、また台風上陸回数も4回あり、特に10月に発生しました台風21号は、22日午後11時ごろ潮岬の東南東約130キロの海上を通過し、23日の午前3時ごろには記録史上初めて超大型のまま静岡県御前崎市付近に上陸しました。各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、県内でも大きな被害が発生しました。紀の川市では、民家に土砂が流れ込み、男性1名が亡くなっています。また、用水路から水があふれ住宅地が大規模冠水し、100棟以上に被害が及びました。

幸い、上富田町では大きな被害は出ませんでした。が、降雨のたびに立平地区の地すべりが気がかかり、一日も早く対策工事が完了することを願っています。

次に、地方創生推進交付金を活用した2つの事業についてであります。1つ目は、来年の4月に開校を予定します紀州くちくまの熱中小学校であります。

熱中小学校は、企業経営者や大学教授などの各分野の講師の話を聞き、幅広い知識や教養を身につけてもらい、まちづくり、起業、特産品開発などで活躍する人材を育てることを目的とします。去る12月2日に4月の開校に向けて第1回のオープンスクールを上富田文化会館小ホールで開催したところ、168名の多くの方々にご参加いただき、熱中小学校とはどんなものを理解していただけたと感じております。

熱中小学校は、生馬公民館分館を本校として、1年を前期、後期に分けて各6回ずつ授業を行う予定であり、多くの参加者を募集したいと考えています。

2つ目は、11月16日に発足した南紀ウエルネスツーリズム協議会であります。

スポーツのまちかみとんだが県内外に認知される中、さらにスポーツ観光を中心とした観光事業に取り組んでいくための協議会で、町民の健康対策はもとより、上富田町を訪れた方に心身ともに健康になっていただくというものでございます。

実施計画では、平成30年度から上富田町体育施設の指定管理を予定し、管理運営はもちろんのこと、さらなる合宿の誘致を推進し、地域経済への波及効果を図ってまいります。

両事業の取り組みに対して、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案は、平成28年度の一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定が14件、報告事項として平成29年度の一般会計補正予算が1件、条例の制定が1件、権利の放棄が2件、平成29年度の一般会計・特別会計補正予算が10件、工事請負契約・変更契約の締結が4件、物品購入変更契約の締結が1件、土地取得1件の計34件であります。

なお、追加議案としましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件1件と、寄附金に伴う上富田町奨学基金設置条例の一部改正を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

それでは、諸議案について、その概要を説明申し上げます。

議案第43号から議案第56号までの14議案については、平成28年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてでございます。決算審査特別委員会におきましては、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ、本議会におきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第21号につきましては、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第3

号)でございます。今回、補正前の額に1,480万円を追加し、予算総額を59億9,514万3,000円と定めています。補正予算の内容は、10月22日に執行された衆議院議員総選挙に伴い、選挙事務経費を9月29日付で専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第66号につきましては、上富田町学校給食費条例(案)でございます。この条例は、平成30年4月から学校給食法に基づき実施する学校給食について、児童・生徒及び教職員等を対象とした学校給食費に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第67号と議案第68号につきましては、権利の放棄についてでございます。この議案は、宅地取得資金、住宅新築資金の貸付金に係る回収不能となっている債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号につきましては、平成29年度上富田町一般会計補正予算(第4号)でございます。今回、補正前の額に2億103万7,000円を追加し、61億9,618万円と定めています。補正予算の主な内容は、総務費では和歌山県からの職員派遣負担金1,476万8,000円、寄附金に伴い財政調整基金積立金1,000万円、民生費では障害福祉サービス等給付金1,600万円、過年度分の障害者自立支援給付費の国・県への返還金として1,498万7,000円を措置しています。衛生費では、公立紀南病院組合への負担金2,088万5,000円、上大中清掃施設組合への負担金1,494万2,000円、富田川衛生施設組合への負担金2,441万9,000円、農林水産業費では、特別会計農業集落排水事業への繰出金1,150万円を措置します。消防費では消防事務業務委託料として4,463万6,000円を措置し、教育費では、広域入所認定こども園運営負担金385万4,000円、新団体設立準備費補助金として300万円を措置します。一方、歳入につきましては、国・県支出金、寄附金、繰入金・繰越金、諸収入を見込んで措置します。

議案第70号につきましては、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)でございます。今回、補正前の額に2,005万5,000円を追加し、予算総額を22億6,373万6,000円と定めます。補正予算の主な内容は、過年度分療養給付費負担金返還金で1,465万2,000円、過年度分療養給付費交付金返還金で295万円を追加措置しています。

次に、議案第71号につきましては、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)でございます。今回、補正の額に1,669万円を追加し、予算総額を15億5,220万8,000円と定めます。補正予算の主な内容は、財政安定化基金償

還金で1, 320万5, 000円を減額、過年度分介護給付費負担金国庫返還金1, 645万3, 000円、過年度分介護給付費負担金県費返還金を1, 017万9, 000円を追加措置します。

次に、議案第72号につきましては、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に187万4, 000円を追加し、予算総額を2億7, 993万2, 000円と定めています。補正予算の主な内容は、徴収保険料278万2, 000円を追加、保険基盤安定制度負担金135万6, 000円を減額、人間ドック補助金31万5, 000円を追加措置しています。

次に、議案第73号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）と議案第74号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）の2議案につきましては、補正額はございませんが、財源内容の変更を行います。補正予算の主な内容は、宅地取得資金、住宅新築資金の貸付金に係る回収不能債権の放棄に伴い、県からの滞納整理促進事業費補助金を措置しています。

次に、議案第75号につきましては、平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に19万2, 000円を追加し、予算総額を835万5, 000円と定めています。補正予算の主な内容は、繰上償還に伴う奨学基金積立金の増額と奨学貸付金の減額を措置しています。

次に、議案第76号につきましては、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に1, 150万円を追加し、予算総額を2億3, 201万4, 000円と定めています。補正予算の主な内容は、施設維持管理費に係る修繕料1, 150万円を措置しています。

次に、議案第77号につきましては、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に52万4, 000円を追加し、予算総額を3億2, 937万7, 000円と定めます。補正予算の主な内容は、本年度の工事の確定により工事請負費1, 125万1, 000円を減額し、公共下水道事業計画変更業務委託料720万円、下水道台帳作成業務委託料224万7, 000円を措置します。

次に、議案第78号につきましては、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回、収入は既決予定額に1, 114万1, 000円を追加し、支出は既決予定額から105万2, 000円を減額しています。補正予算の主な内容は、収入では第1浄水場送水ポンプ工事に伴う田辺市からの工事負担金1, 629万3, 000円を措置、支出では、第1浄水場受変電設備更新工事に係る起債償還額の確定により企業債利息284万1, 000円を減額しています。

次に、議案第 79 号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成 29 年度 第 2-1 号 公共下水道事業 生馬下水道管（8 工区）布設工事（補助））でございます。本議案は、平成 29 年 9 月定例会でご承認をいただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。変更契約の主な内容は、当初、埋め戻し土につきまして、掘削に伴う発生土としていましたが、土質試験の結果、粘性土で埋め戻しに適さないことから購入土に変更するもので、940 万 2,480 円を増額し、契約金額を 6,542 万 6,400 円とするものでございます。

次に、議案第 80 号につきましては、工事請負契約の締結について（平成 29 年度 第 1 号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事）でございます。今回、指名競争入札により、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社と 1 億 3,975 万 4,160 円で契約を締結するもので、上富田文化会館の空調設備の老朽化に伴い、改修工事を行うものであります。工事内容につきましては、既設設備の氷蓄熱空調機から電気式空調機へ機器の入れかえを行うものでございます。

次に、議案第 81 号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成 28 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築工事）でございます。本議案は、平成 29 年 3 月議会定例会で承認をいただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。変更契約の主な内容は、確認申請に係る構造計算により基礎構造の仕様の変更及び屋上防水工事で耐候性を向上させる変更などから 545 万 2,920 円を増額し、契約金額を 3 億 29 万 2,920 円とするものであります。

次に、議案第 82 号につきましては、工事請負変更契約の締結について（平成 28 年度 第 3 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気設備工事）でございます。本議案も、平成 29 年 3 月議会定例会でご承認をいただきました工事請負契約の内容を変更するものでございます。変更契約の主な内容は、食材搬入車や管理側スペースを広く確保するためにキュービクルの設置位置を変更したことに伴い、幹線設備工事、電線ケーブルでございますけれども、数量が増加したことから、173 万 2,320 円を増額し、契約金額を 1 億 3,245 万 3,360 円とするものでございます。

次に、議案第 83 号につきましては、物品購入変更契約の締結について（平成 28 年度 学校給食設備整備事業 上富田町学校給食センター備品（厨房機器））でございます。本議案も、平成 29 年 3 月議会定例会で承認をいただきました物品購入契約の内容を変更するものでございます。変更契約の主な内容は、各校に食缶、食器を入れて配送するコンテナ 18 台につきまして、コンパクトに収納できる仕様に変更することから、64 万 8,000 円を増額し、契約金額を 2 億 908 万 8,000 円とするものでございます。

次に、議案第 8 4 号につきましては、土地取得でございます。本議案は、上富田スポーツセンターの駐車場用地が不足していることから、新たに駐車場用地として、株式会社目良組から生馬字松尾 3 1 6 番 1 3 の一部と 3 1 6 番 7 2 の一部を合わせて 5, 1 2 7 平米を取得するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

以上が本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては担当課長、企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

次に、ちょっと追加的に説明させていただきたいと思います。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 5 4 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第 4 議案第 4 3 号～日程第 1 2 議案第 5 6 号

○議長（山本明生）

この際、日程第 4 議案第 4 3 号、平成 2 8 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第 1 7 議案第 5 6 号、平成 2 8 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで、1 4 件を一括議題とします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり決算審査報告書が提出されていますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日、上富田町議会議長、山本明生殿。

決算審査特別委員会委員長、松井孝恵。

決算審査報告書。

平成 2 9 年第 3 回（9 月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定に

については、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。
記。

1、議件。

議案第 43 号、平成 28 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 56 号、平成 28 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの 14 件。

2、審査結果。

議案第 43 号から議案第 55 号までを認定とし、議案第 56 号について可決及び認定とする。

3、審査年月日。

平成 29 年 9 月 20 日、10 月 6 日、10 月 10 日、10 月 11 日、10 月 12 日、10 月 16 日、10 月 24 日、11 月 2 日。

4、審査内容は別紙のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、1 番、松井孝恵君。

○1 番（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会委員長として、委員会の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第 43 号、平成 28 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 56 号、平成 28 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、審査の結果をご報告いたします。

本委員会は 9 月 13 日の本会議において設置され、同時に議案第 43 号から議案第 56 号を付託され、同日、委員長に私、松井孝恵が、副委員長に谷端清委員が選任されました。

9 月 20 日から延べ 8 日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料等に基づき関係当局から詳細な説明を受け、適切な予算執行が効率的に行われたか慎重な審査を行ったものであります。

その結果につきましては、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計決算認定につきましては、報告書に記載のとおり細かく議論をした結果、全て認定すべきものと決定いたしました。

町当局におかれましては、当委員会が出された意見を真摯に受けとめられ、次年度予

算の編成執行に生かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。皆様方のご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑については委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点をよろしくお願いいたします。決算認定の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員と畑山議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

△日程第４ 議案第４３号

○議長（山本明生）

日程第４ 議案第４３号、平成２８年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第４３号、平成２８年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

消費税増税は社会保障充実のためと説明し、増税してきました。平成２８年度決算を見ると、地方消費税交付金が２億２，６０４万５，０００円交付され、一般財源に組み込まれています。しかし、平成２８年度を見ても上富田町の福祉が前進したでしょうか。

上富田町の基本目標から考えるとき、子育て世代の願いや、高齢になったとき住みなれた地域で安心して元気で住み続けられる環境整備が進んできたとは言えません。

そういったことから、平成２８年度決算認定に反対です。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４３号、平成２８年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第５ 議案第４４号

○議長（山本明生）

日程第５ 議案第４４号、平成２８年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第４４号、平成２８年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

平成２８年度も低所得者に対して国による軽減措置の財源支援が行われましたが、もとも国による５０％負担からすると、とても十分とは言えません。上富田町の国保税の税率は、世帯に対する平等割が県下で一番高い５万８，０００円、家族の人数による均等割が２万１，０００円と、子育て世代や低所得者にとっては大きな負担となっているのが現状です。

未納者は現年、滞納を合わせて実人数は減少していますが、滞納処分による差し押さえ強化になっていることもうかがえます。平成２７年度の差し押さえ件数は５５件です。また、平成２８年度の保険証交付の更新時の資格証明書や短期証発行の世帯を見るとわずかに減ってきているにしても、支払えない家庭が依然解決しない原因は、高過ぎる国保税となっているからです。

国保は、皆保険として誰もが安心して医療にかかれる制度です。医療に十分かかれない方、また、支払っていても負担の重くのしかかる住民の方々のことを考えたとき、軽減措置がされているとしても十分ではありません。

よって、この国保会計決算認定には反対です。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４４号、平成２８年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第45号

○議長（山本明生）

日程第6 議案第45号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第45号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

翌年度からの繰上充用金3億7万4,588円を補填した決算です。これは、平成27年度より4,587万8,412円を減額していますが、毎年繰上充用での対応になっています。平成28年度の事業として、売却収入1億9,278万6,934円に対して土地購入費に1億5,370万9,820円を使っていますが、本当に必要な土地購入だったのか疑問が残ります。

よって、この決算認定に反対します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４５号、平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第７ 議案第４６号

○議長（山本明生）

日程第７ 議案第４６号、平成２８年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４６号、平成２８年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入

歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 8 議案第 4 7 号

○議長（山本明生）

日程第 8 議案第 4 7 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 4 7 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 9 議案第 4 8 号

○議長（山本明生）

日程第 9 議案第 4 8 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 4 8 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 0 議案第 4 9 号

○議長（山本明生）

日程第 1 0 議案第 4 9 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第４９号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１１ 議案第５０号

○議長（山本明生）

日程第１１ 議案第５０号、平成２８年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第５０号、平成２８年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決

算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１２ 議案第５１号

○議長（山本明生）

日程第１２ 議案第５１号、平成２８年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第５１号、平成２８年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

介護保険料は、年金生活者にとっては年金天引きのため、負担が重くても有無も言えない状況です。少ない年金からの支払いは大変です。

今後も介護保険料見直しの時期があり、そのたびに値上がりします。来年、平成３０年が値上がりの時期です。国による負担割合をあと５％ふやせば、保険料の値上げやサービスの抑制を抑えることができると言われています。

平成２８年度決算は、低所得の方々にも重くのしかかっている状況がうかがえる決算ですので、この決算認定に反対します。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第51号、平成28年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第52号

○議長（山本明生）

日程第13 議案第52号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

５番、九鬼君。

○５番（九鬼裕見子）

議案第５２号、平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

高齢者に痛みを感じてもらおうとして保険制度を別枠にして始まったのが後期高齢者医療保険制度です。徴収率は９９．３％となっていますが、普通徴収の方にとって、少ない年金から支払うことの大変さがうかがえます。お金のあるなしにかかわらず、安心して医療にかかれることが大切です。

よって、この決算認定には反対します。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第５２号、平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 4 議案第 5 3 号

○議長（山本明生）

日程第 1 4 議案第 5 3 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 5 3 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 5 議案第 5 4 号

○議長（山本明生）

日程第 1 5 議案第 5 4 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第５４号、平成２８年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第１６ 議案第５５号

○議長（山本明生）

日程第１６ 議案第５５号、平成２８年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第５５号、平成２８年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 17 議案第 56 号

○議長（山本明生）

日程第 17 議案第 56 号、平成 28 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 56 号、平成 28 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

暫時休憩します。午前 10 時 45 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 43 分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第 18 報告第 21 号～日程第 37 議案第 84 号

○議長（山本明生）

日程第 18 報告第 21 号、平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）についての件から日程第 37 議案第 84 号、土地取得についての件まで、20 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、檜原君。

○総務政策課企画員（檜原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第 21 号につきましてご説明いたします。

報告第 21 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同上第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 15 号、平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年 12 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第 15 号、平成 29 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年度上富田町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,480 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 9,514 万 3,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 29 日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、14款国庫支出金で補正前の額に1,479万円を追加し、6億5,334万8,000円と定めてございます。

18款繰入金では、補正前の額に1万円を追加し、1億3,827万3,000円と定めてございます。

歳入合計では、補正前の額に今回1,480万円を追加し、59億9,514万3,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、2款総務費で補正前の額に1,480万円を追加し、9億2,307万7,000円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額に今回1,480万円を追加し、59億9,514万3,000円と定めてございます。

次の3ページ、お願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

総括につきまして、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費、衆議院議員総選挙費で1,480万円を措置してございます。9月28日に解散、10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙に係る所要額1,480万円を措置してございます。主なものといたしまして、投開票に伴う管理者や立会人の報酬、また、職員の時間外勤務手当を措置してございます。また、備品購入費で選挙用備品として投票用紙分類機の購入費561万6,000円を措置してございます。

次の10ページと11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

それでは、歳入につきまして説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

歳入につきまして、今回の補正に係る財源となつてございます。

14款国庫支出金で、総務費委託金で衆議院議員総選挙委託金1,479万円を措置してございます。

18款繰入金、財政調整基金繰入金で1万円を措置してございます。

以上が、9月29日付をもって専決した内容でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第66号について説明を申し上げます。

議案第66号、上富田町学校給食費条例。

上富田町学校給食費条例を別紙のように制定する。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町学校給食費条例（案）でございます。

この条例は、学校給食に係る学校給食費について必要な事項を定めるものでございます。

第1条で趣旨を、第2条で、学校給食法第4条に基づいて小・中学校の児童・生徒、教職員等（支援員や用務員の臨時職員を含む）を対象に学校給食を実施すること。

第3条で、給食費の額を学校給食法第11条第2項に規定する保護者の負担する食材費及び光熱費の範囲内において定めること。

第4条で、学校給食を受ける児童または生徒の保護者等及び学校給食を受ける教職員等から給食費を徴収すること。

第5条で、給食費は、当該月分の規則で定める日までに納入しなければならないこと。給食費は、給食月の翌月1日に口座振替により徴収します。

第6条で、特別の理由、アレルギーであったり病気欠席等が認められるときは、学校給食費を減額することができること。

第7条では、第1項で保護者または学校給食の普及充実に図ることを目的とした団体、給食の特別委員会や給食の運営委員会、保護者等から学校給食の試食の申し出があった場合は学校給食を実施すること。第2項では、前項で学校給食を受けた者から第3条に規定する給食費を徴収すること。

第8条で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしてございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行することとしています。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第67号及び議案第68号についてご説明を申し上げます。

議案第67号、権利の放棄について。

これは、委員会でも説明させていただいたA氏という部分になります。

下記のとおり、上富田町が有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、放棄する権利の内容。

住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権。

2、債務者（貸付番号）。

24-1-2-55-0171（住宅新築資金貸付金）、24-2-2-55-0290（宅地取得資金貸付金）でございます。

3、放棄する債権の額。

住宅新築資金貸付金53万6,383円、内訳としましては、元金が51万9,719円、貸付元金500万円に対するものであります。利息が1万6,664円。

宅地取得資金貸付金95万7,946円、内訳としまして、元金が87万7,978円、貸付元金250万円に対するものであります。利息が7万9,968円。

4、放棄する理由。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合における償還事務審査会において、回収不能債権と判定されている。また、平成15年9月の競売により一部償還に充当したが、残債務について回収できていない。

借受人は居所不明で、連帯保証人2名についても既に死亡している。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、議案第68号、権利の放棄について。

これは、委員会の説明のB氏ということになります。

下記のとおり、上富田町が有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、放棄する権利の内容。

住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権。

2、債務者（貸付番号）でございます。

24-1-2-54-0298（住宅新築資金貸付金）、それと24-2-2-54-0294（宅地取得資金貸付金）でございます。

3、放棄する債権の額。

住宅新築資金貸付金330万7,060円、内訳としまして、元金が285万7,667円、貸付元金500万円に対するものでございます。利息が44万9,393円。

宅地取得資金貸付金191万8,434円、内訳としまして、元金164万8,773円、貸付元金250万円に対するものでございます。利息が26万9,661円。

4番、放棄する理由。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合における償還事務審査会において、回収不能債権と判定されています。また、平成元年3月の競売により一部償還に充当しましたが、残債務について回収できていません。

借受人は既に死亡しており、連帯保証人2名についても既に死亡しています。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

この2つの議案につきましては、現在、御坊市にあります和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に全ての回収事務を移管しております。その中で、総合的に判断してこれ以上回収の見込みがない物件を対象に、平成28年度から弁護士や元銀行員らで構成されている償還事務審査会、これを開催し、回収不能物件を判定しているものであります。平成28年度につきましては4回開催されており、今回、上富田町におきましては2名4件分を債権放棄するため、権利の放棄の議決を求めるものであります。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第69号につきましてご説明いたします。

議案第69号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億103万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,618万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に965万円を追加し、6億6,299万8,000円と定めてございます。

15款県支出金では、補正前の額から424万8,000円を減額。

17款寄附金では、補正前の額に1,000万円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に9,883万2,000円を追加。

19款繰越金では、補正前の額に7,726万6,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に953万7,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に今回2億103万7,000円を追加し、61億9,618万円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額に8万7,000円を追加し、8,607万3,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額に2,686万6,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に4,142万1,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に6,100万7,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に952万3,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に40万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に951万4,000円を追加。

8款消防費では、補正前の額に4,590万3,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に631万6,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、補正前の額に今回2億103万7,000円を追加し、61億9,618万円と定めてございます。

次の5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

総括につきまして、このページから7ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

14ページ、歳出につきまして、1款議会費では8万7,000円を追加、議場マイクの修繕料及び研修会の自動車借上料6万5,000円を措置してございます。

2款総務費では、一般管理費で2,512万4,000円の追加、主なものといたしまして、負担金、補助及び交付金で、職員派遣負担金として県からの派遣職員2名分1,476万8,000円を措置、また、積立金では財政調整基金積立金1,000万円を

措置してございます。これにつきましては、創業120周年を迎えられました中田食品株式会社様からご寄附いただきました1,000万円を積み立ててございます。

財産管理費では、町有建物火災保険料で11万3,000円を措置してございます。

防災対策費では151万9,000円の追加、主なものといたしまして、防災行政無線の修繕料111万7,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

基幹統計調査費では11万円の追加、主なものといたしまして、調査員及び指導員の報酬を措置してございます。

3款民生費の社会福祉総務費では295万3,000円を減額、主なものといたしまして、特別会計介護保険繰出金で299万円を減額してございます。

老人福祉費では16万7,000円を減額、主なものといたしまして、老人クラブ費補助金で17万2,000円を減額してございます。

障害福祉費では3,751万7,000円の追加、主なものといたしまして、19ページをお願いいたします。委託料で地域活動支援センター事業委託料で116万4,000円を措置、また、扶助費で障害福祉サービス等給付費で1,600万円を措置、償還金、利子及び割引料で過年度分の障害者自立支援給付費の国・県への返還金合計で1,815万7,000円を措置してございます。

社会・児童福祉医療費では215万5,000円を追加、主なものといたしまして、過年度分の重度心身障害児（者）医療費やひとり親家庭医療費及び子ども医療費の県費補助金返還金合計で187万円を措置してございます。

大谷総合センター運営費では、臨時職員賃金4万8,000円を措置してございます。

児童福祉総務費では206万円を追加、主なものといたしまして、過年度分の子ども・子育て支援交付金の国・県への返還金199万2,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

保育所運営費では11万1,000円の追加、主なものといたしまして、洗濯機ほか備品購入費で5万9,000円を措置してございます。

児童措置費では265万円の追加、過年度分の児童手当負担金の国・県への返還金を措置してございます。

4款衛生費の保健衛生総務費では2,102万1,000円の追加、主なものといたしまして、公立紀南病院組合の負担金2,088万5,000円を措置してございます。

予防費では59万9,000円の追加、主なものといたしまして、健康管理システム改修委託料56万2,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

環境衛生費では2万6,000円の追加、臨時職員の賃金及び社会保険料を措置して
ございます。

清掃総務費では3,936万1,000円の追加、上大中清掃施設組合負担金で1,
494万2,000円、また、富田川衛生施設組合負担金で2,441万9,000円
を措置してございます。

5款農林水産業費、農業委員会費では39万6,000円の追加、主なものといたし
まして、臨時職員の賃金及び社会保険料を措置してございます。

農業総務費では1,774万6,000円の追加、主なものといたしまして、農業用
水管補修工事請負費で200万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

地域ため池総合整備事業費負担金326万6,000円を措置、また、特別会計農業
集落排水事業繰出金として1,150万円を措置してございます。

農業振興費では、経営体育成支援事業費補助金について、事業不採択により651万
円全額を減額してございます。

土地改良施設維持管理適正化事業では8,000円の追加、大谷池しゅんせつにつ
きまして、負担金から工事費への科目の組み替えを行ってございます。

林業総務費では211万7,000円の減額、主なものといたしまして、紀の国森づ
くり基金活用事業委託料で374万7,000円を減額、一方、森づくり事業費補助金
で150万円を措置してございます。

6款商工費、商工総務費では、「ひょうたんせんぱい」の商標登録手数料として40
万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費の土木総務費では132万2,000円の追加、主なものといたしまして、
岩田河川公園の環境整備工事請負費として49万7,000円を措置してございます。

道路橋梁総務費では21万円の追加、主なものといたしまして、光熱水費で20万円
を措置してございます。

道路橋梁維持費では290万円の追加、主なものといたしまして、土地購入費で25
0万円を措置、これにつきましては、国土交通省の国道42号歩道整備計画に伴いま
して町道梅田上村線しまむら前の歩道だまりの用地費となつてございます。

高速道路対策費では6万円の追加、主なものといたしまして、東京出張に伴う普通旅
費5万円を措置してございます。

社会資本整備総合交付金事業費は、補正額はございませんが、橋梁長寿命化点検業務
委託料で120万円を追加し、橋梁補修工事請負費で120万円減額してございます。

次のページをお願いいたします。

河川総務費では70万円の追加、主なものといたしまして、ラジコン草刈り機等の修繕料40万円等を措置してございます。

河川改良費では52万7,000円の追加、主なものといたしまして、重機の修繕料30万円等を措置してございます。

都市計画費では、特別会計公共下水道事業繰出金29万5,000円を措置してございます。

住宅管理費では350万円の追加、主なものといたしまして、公営住宅の修繕料350万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

8款消防費の常備消防費では4,466万8,000円を追加、主なものといたしまして、消防事務業務委託料4,463万6,000円を措置してございます。

非常備消防費では123万5,000円の追加、主なものといたしまして、費用弁償90万6,000円の措置、消防団女性分団の方が秋田県で行われました全国女性消防操法大会に出場されましたので、それに係る費用弁償を措置してございます。

9款教育費、事務局費では391万6,000円の追加、主なものといたしまして、広域入所認定こども園運営費負担金385万4,000円を措置してございます。

2項小学校費の学校管理費では87万5,000円の追加、主なものといたしまして、臨時職員の賃金及び社会保険料を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

教育振興費では30万6,000円の追加、岩田小学校と生馬小学校で実施されます紀の国緑育推進事業費用として、講師謝礼金や自動車借上料等を措置してございます。

3項中学校費の学校管理費では、図書システム保守委託料5万1,000円を措置、教育振興費では857万5,000円を減額してございます。本年度、オーストラリアとの海外研修交流事業の中止によりまして、その費用876万8,000円全額を減額してございます。また、要保護及び準要保護生徒援助費では19万3,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費では180万円を追加、県の2分の1補助を受けて行います稲葉根王子の屋根の修繕料を措置してございます。

保健体育総務費では360万円の追加、主なものといたしまして、旅行業法を取得した新団体設立準備費補助金として300万円を措置してございます。

体育施設管理費では、スポーツセンタートイレの清掃委託料51万9,000円を措

置してございます。

学校給食管理費では、平成30年4月からの学校給食開始に向けての費用として38万2千400円を措置してございます。主なものといたしまして、給食センターの光熱水費22万9千500円等を措置してございます。

36ページ、37ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、次に歳入につきまして説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金で350万円、国民健康保険保険基盤安定負担金で5万3,000円を措置してございます。また、障害児施設措置費（給付費等）負担金で450万円を、施設型給付費負担金で113万9,000円を措置してございます。

民生費国庫補助金では、地域生活支援事業費補助金で45万8,000円を措置してございます。

15款県支出金、民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金で175万円を措置、一方、国民健康保険保険基盤安定負担金では16万2,000円を減額、また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金でも101万8,000円を減額してございます。障害児施設措置費（給付費等）負担金で225万円、施設型給付費負担金で56万9,000円を措置してございます。

消防費県負担金では、全国女性消防操法大会負担金として30万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

民生費県補助金では、主なものといたしまして、老人クラブ費補助金で6万7,000円を減額、地域生活支援事業費補助金では22万9,000円を措置してございます。

農林業費県補助金では、農産物鳥獣害防止総合対策事業費補助金で50万円を措置、一方、経営体育成支援事業費補助金では、事業不採択のため651万円を減額してございます。また、紀の国森づくり基金活用事業費補助金でも412万円を減額、一方、紀の国森林環境保全林整備事業費補助金では12万9,000円を措置してございます。

教育費県補助金では、施設型給付費県単独事業費補助金で56万9,000円を措置、世界遺産緊急保全対策事業費補助金で90万円を措置、稲葉根王子屋根修繕に係る補助金でございます。また、紀の国緑育推進事業費補助金では30万5,000円を措置してございます。

総務費委託金では、統計調査委託金 11 万 3,000 円を措置してございます。

17 款寄付金、一般寄付金では、中田食品株式会社様からご寄附いただきました 1,000 万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

18 款繰入金のさわやか上富田まちづくり基金繰入金では 12 万 5,000 円を措置、財政調整基金繰入金では 9,870 万 7,000 円を措置し、今回の補正に係る一般財源としてございます。

19 款繰越金の前年度繰越金では 7,726 万 6,000 円を措置してございます。

20 款諸収入の雑入では、海外研修業務負担金で本年度中止となりましたので 360 万円を減額、消防団員退職報償金では 25 万 4,000 円を措置、職員派遣負担金で町から県へ派遣している 2 名分の 1,193 万円を措置、過年度分和歌山版農地活用総合支援事業費補助金返還金で 10 万 6,000 円を措置、また、消防協会より全国女性消防操法大会助成金として 84 万 7,000 円を措置してございます。

以上が今回の補正内容となっております。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 70 号から議案第 72 号についてご説明いたします。

議案第 70 号、平成 29 年度上富田特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）。

平成 29 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,005 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,373 万 6,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額に 39 万 2,000 円を追加し、5 億 725 万円と

定めています。

5 款前期高齢者交付金では、補正前の額に 5 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

6 款県支出金では、補正前の額に 3 9 万 2, 0 0 0 円を追加。

9 款繰入金では、補正前の額から 4, 1 6 7 万 4, 0 0 0 円を減額。

1 0 款繰越金では、補正前の額に 6, 0 3 7 万 1, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 2, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、2 2 億 6, 3 7 3 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 1 2 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、4, 7 6 4 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費、3 款後期高齢者支援金等につきましては、財源内訳の変更によるものであり、補正額はございません。

4 款前期高齢者の納付金等では、補正前の額に 5 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

6 款介護納付金につきましては、財源内訳の変更によるものであり、補正額はございません。

8 款保健事業費では、補正前の額に 3 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 1 款諸支出金では、補正前の額に 1, 7 8 3 万 4, 0 0 0 円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 2, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、2 2 億 6, 3 7 3 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次の 5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款国庫支出金、3 目特定健康診査等負担金では 3 9 万 2, 0 0 0 円を追加、特定健康診査等負担金、過年度分特定健康診査等負担金をそれぞれ措置してございます。

5 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金では 5 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

6 款県支出金、2 目特定健康診査等負担金では 3 9 万 2, 0 0 0 円を追加してございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金では 1 5 0 万 4, 0 0 0 円を追加、主なもので職員給与費等繰入金 1 6 2 万 8, 0 0 0 円を措置してございます。

9 款繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金では、4, 3 1 7 万 8, 0 0 0 円を減額し

てございます。

10款繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金6,037万1,000円を追加してございます。

12ページ、13ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費では、合計で128万9,000円を追加してございます。主なもので、臨時職員社会保険料等17万円、臨時職員賃金110万円を措置してございます。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金につきましても、同じく財源内訳の変更を行ってございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では、57万4,000円を追加してございます。

14ページ、15ページをお願いします。

6款介護納付金、1目介護納付金につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

8款保健事業費、1目特定健康診査等事業費につきましても、財源内訳の変更を行ってございます。

8款保健事業費、1目保健衛生普及費では35万8,000円を追加、臨時職員社会保険料等と臨時職員賃金を措置してございます。

11款諸支出金、1目返還金では1,783万4,000円を追加、主なもので、過年度分療養給付費負担金返還金1,465万2,000円、過年度分療養給付費交付金返還金295万円を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第71号についてご説明いたします。

議案第71号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

平成29年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,669万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,220万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額から465万8,000円を減額し、3億5,667万8,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、補正前の額から12万4,000円を減額。

5款県支出金では、補正前の額に18万9,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額から299万円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に4,244万5,000円を追加。

10款町債では、補正前の額から1,817万2,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額に1,669万円を追加し、15億5,220万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に40万円を追加し、3,983万7,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から71万円を減額。

3款公債費は、補正前の額から1,320万5,000円を減額。

4款地域支援事業費では、補正前の額に279万5,000円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に2,741万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に1,669万円を追加し、15億5,220万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

起債の目的、財政安定化基金の貸付金です。

補正前は限度額を4,885万4,000円としておりましたが、補正後では限度額を3,068万2,000円と変更してございます。

起債の方法、利率、償還の方法には変更がございません。

次のページをお願いします。

次の５ページから７ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

８ページ、９ページをお願いします。

２、歳入です。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金では１６万３，０００円を減額、２項国庫補助金では合計で４４９万５，０００円を減額、主なもので現年度分調整交付金５５０万５，０００円を減額してございます。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金では、合計で１２万４，０００円を減額してございます。

５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金では７万５，０００円を減額してございます。

１０ページ、１１ページをお願いします。

２項県補助金では合計で２６万４，０００円を追加。

７款繰入金、１項一般会計繰入金では合計で２９９万円を減額、主なもので、現年度分包括的支援町単独事業繰入金１３３万円を追加、事務費繰入金では４４９万４，０００円を減額してございます。

８款繰越金では、前年度繰越金４，２４４万５，０００円を措置してございます。

１０款町債、１目財政安定化基金貸付金では、１，８１７万２，０００円を減額してございます。

１２ページ、１３ページをお願いします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では１万７，０００円を追加してございます。

２項徴収費、１目賦課徴収費では１万８，０００円を追加。

３項介護認定調査費、１目認定調査費では３６万５，０００円を追加、主治医意見書作成手数料でございます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費では、次の１４ページ、１５ページをお願いします。合計で１，２４３万７，０００円を減額してございます。

２項介護予防サービス等諸費では、次の１６ページ、１７ページをお願いします。合計で７９９万円を追加してございます。

その他諸費、１目審査支払手数料につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

４項高額介護サービス等費では、合計で１３７万８，０００円を追加してございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では226万3,000円を追加。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、財源内訳の変更を行ってございます。

2目特定入所者介護サービス費では、9万6,000円を追加してございます。

3款公債費、1目元金では、1,320万5,000円を減額してございます。

20ページ、21ページをお願いします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、合計で28万6,000円を追加、主なもので、審査支払手数料で22万円を措置してございます。

2項包括的支援事業・任意事業費では、合計で250万9,000円を追加、主なもので、介護予防ケアプラン作成業務委託料130万円、在宅医療・介護連携推進事業負担金87万9,000円を措置してございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金では2,691万円を追加、主なもので、過年度分介護給付費負担金国庫返還金1,645万3,000円、過年度分介護給付費負担金県費返還金1,017万9,000円を措置してございます。

22ページ、23ページをお願いします。

2目保険料還付金では、過年度分保険料還付金50万円を追加してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,993万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額から123万4,000円を減額し、1億8,127万

2, 000円と定めています。

4款繰越金では、補正前の額に279万3, 000円を追加。

5款諸収入では、補正前の額に31万5, 000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に187万4, 000円を追加し、2億7, 993万2, 000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に5万3, 000円を追加し、1, 123万8, 000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に150万6, 000円を追加。

3款保健事業費では、補正前の額に31万5, 000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に187万4, 000円を追加し、2億7, 993万2, 000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では123万4, 000円を減額、主なもので、保険基盤安定繰入金135万6, 000円を減額してございます。

4款繰越金では、前年度繰越金279万3, 000円を措置してございます。

5款諸収入、1目雑入では31万5, 000円を追加、人間ドック補助金を措置してございます。

8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では5万3, 000円を追加、通信運搬費を措置してございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では150万6, 000円を追加、主なもので徴収保険料278万2, 000円を追加、保険基盤安定制度負担金135万6, 000円を減額してございます。

3款保健事業費、1目保健衛生普及費では31万5, 000円を追加、人間ドック補助金を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、議案第 73 号及び議案第 74 号についてご説明を申し上げます。

これは、先ほどの議案第 67 号、第 68 号の権利の放棄に伴う財源振りかえによる補正でございます。

議案第 73 号、平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）でございます。

平成 29 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 29 年 12 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入予算補正」でございます。

まず、歳入です。

第 1 款第 1 項貸付金元利収入、補正前の額から 95 万 9,000 円を減額し、198 万円と定めております。

第 2 款第 1 項県補助金、今回 95 万 9,000 円を補正しております。これは、県の補助金 95 万 9,000 円が入ることによる財源の振りかえということになっております。

次の 3 ページから 5 ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2、歳入。

1 款諸収入、1 目宅地取得資金貸付金元利収入、補正前の額から 95 万 9,000 円を減額し、198 万円と定めております。

次に、第 2 款県支出金、1 目滞納整理促進事業費補助金、今回 95 万 9,000 円を補正しております。

次に、3、歳出でございます。

1 目前年度繰上充用金、今回、県の補助金 95 万 9,000 円が入ることによる財源振りかえということになっております。

続きまして、議案第 74 号、平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補

正予算（第２号）でございます。

平成２９年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第１条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表 歳入予算補正」による。

平成２９年１２月１１日提出、上富田町長小出隆道。

２ページをお願いします。

「第１表 歳入予算補正」でございます。

歳入。

第１款諸収入、第１項貸付金元利収入、補正前の額から１９２万１，０００円を減額し、３，５０９万２，０００円と定めております。

２款県支出金、１項県補助金、今回１９２万１，０００円を補正しております。これにつきましても、県の補助金１９２万１，０００円が入ることによる財源振りかえということになっております。

次の３ページから５ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願い申し上げます。

６ページ、７ページをお願いします。

２、歳入。

１款諸収入、１目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額から１９２万１，０００円を減額し、３，５０９万２，０００円と定めております。

次に、２款県支出金、１目滞納整理促進事業費補助金、今回１９２万１，０００円を補正しております。

次に、３、歳出でございます。

１目前年度繰上充用金、これにつきましても、県の補助金１９２万１，０００円が今回入ることによる財源振りかえということになっております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは議案第７５号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第75号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ835万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款諸収入、2項貸付金元利収入で、補正前の額に19万2,000円を追加、835万2,000円と定めております。

歳入合計では835万5,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、補正前の額に19万2,000円を追加、835万5,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願い申し上げます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款諸収入、1目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額に19万2,000円を追加して835万2,000円と定めてございます。これにつきましては、1名の方の繰上償還によるものでございます。

3、歳出では、1款総務費、1目一般管理費で19万2,000円を追加しております。主なものとしましては、21節の貸付金43万2,000円の減額と、25節積立金62万4,000円の追加となっております。貸し付けについては当初予算に見込んでいたものに満たない申請であったため差額の剰余金を減額、積立金については、繰上償還により増加した元利収入と貸付金の減額によるものを合わせて基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 3 7 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議長（山本明生）

再開します。

午前に引き続き、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 7 6 号から議案第 7 9 号、4 件をご説明申し上げます。

議案第 7 6 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 9 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 1 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3, 2 0 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

5 款繰入金、補正前の額に 1, 1 5 0 万円を追加、歳入合計としましては 1, 1 5 0 万円を追加、2 億 3, 2 0 1 万 4, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費、補正前の額に 1, 1 5 0 万円を追加、歳出合計としまして 1, 1 5 0 万円を追加、2 億 3, 2 0 1 万 4, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、3 ページ、4 ページ、5 ページの歳入歳出に

つきましてはお目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入。

1 目一般会計繰入金、補正前の額に 1, 1 5 0 万円を追加、計としまして 1 億 5, 6 1 2 万 6, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 目総務費は、最適整備構想策定業務を減額し、下水道台帳作成業務委託料 2 7 2 万 2, 0 0 0 円を予定しております。下水道台帳は、下水道データの整備をするとともに、災害時において紙ベースでも対応できるように整備するものでございます。

2 目施設維持管理費でございます。補正前の額に 1, 1 5 0 万円を追加、修繕費として、町内の 5 施設の修繕費、真空ポンプ等の修繕費でございます。

以上でございます。今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 7 号についてご説明申し上げます。

議案第 7 7 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）。

平成 2 9 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2, 9 3 7 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

6 款繰入金でございます。補正前の額に 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加、7 款繰越金でございます。補正前の額に 2 2 万 9, 0 0 0 円を追加、歳入合計としましては、5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、3 億 2, 9 3 7 万 7, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、1 項公共下水道事業費、補正前の額に 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加、歳出合計としましては 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加、3 億 2, 9 3 7 万 7, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、3 ページ、4 ページ、5 ページ、歳入歳出につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入。

1 目一般会計繰入金、補正前の額に 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、計としまして 1 億 1, 1 2 8 万 3, 0 0 0 円と定めております。

1 目繰越金、補正前の額に 2 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、計としまして 4 2 万 9, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 目公共下水道事業費、事業費内での予算の組み替えを行っております。公共下水道事業計画変更業務委託料、これは岩田地区の上岩田までの下水道整備の区画の拡大をするものの整備事業委託料でございます。管渠詳細設計等業務委託料でございます。これにつきましては、現在施工しています救馬谷地区で当初計画になかったスポーツセンター、給食センターを取り込んだ際の流量計算の管路の変更でございます。

下水道台帳作成業務委託料でございます。下水道台帳は、下水道整備とともに、災害時においても紙ベースでも対応できるように整備するものでございます。これは、先ほどの農業集落排水の事業と同じように整備するものでございます。

2 目施設維持管理費でございます。補正前の額に 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加しております。修繕費でございます。計としましては 2 億 7 4 6 万 6, 0 0 0 円と定めております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 8 号についてご説明申し上げます。

議案第 7 8 号、平成 2 9 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

総則、第 1 条、平成 2 9 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、平成 2 9 年度上富田町水道事業会計第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第 1 款水道事業収益、既決予定額に 5 1 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、計としまして 5 億 2, 5 8 8 万 7, 0 0 0 円としております。

第1項営業収益、既決予定額に410万4,000円を減額、第2項営業外収益、既決予定額に104万8,000円を減額と定めております。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額に232万4,000円を減額、第1項営業費用、既決予定額に51万7,000円を追加、第2項営業外費用、既決予定額に284万1,000円を減額と定めております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,123万8,000円は、損益勘定留保資金2億6,485万2,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額638万6,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第2款資本的収入、既決予定額に1,629万3,000円を追加、第1項工事負担金、既決予定額に1,629万3,000円を追加しております。

支出でございます。

第2款資本的支出、既決予定額に127万2,000円を追加しております。

第2項企業債償還金、既決予定額に127万2,000円を追加して定めております。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

予算に関する説明、目次でございます。

目次に沿って説明させていただきます。

次のページをお願いします。4ページでございます。

平成29年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書。

1、収益的収入及び支出でございます。

収入。

1款水道事業収益、既定額に515万2,000円を減額、計としましては5億2,588万7,000円。

1項営業収益、給水収益でございます。既定額に401万4,000円を減額。

2項営業外収益、資本費繰入収益、既定額に84万7,000円を追加。

4目雑収益、189万5,000円を減額しております。

支出でございます。

1款水道事業費用、既定額に232万4,000円を減額。

1 項営業費用、3 目業務費、既定額に 4 0 万円を追加。

4 目総係費、既定額に 7 万 6, 0 0 0 円の追加。

5 目減価償却費、既定額に 4 万 1, 0 0 0 円を追加。

2 項営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費で既定額に 2 8 4 万 1, 0 0 0 円を減額と定めております。

2、資本的収入及び支出。

収入でございます。

2 款資本的収入、既定額に 1, 6 2 9 万 3, 0 0 0 円を追加。

工事負担金、1 目工事負担金で既定額に 1, 6 2 9 万 3, 0 0 0 円を追加しています。これは、田辺市の設備改良費の負担金でございます。今年度は第 2 号送水ポンプの駆動用モーターを変更しています。その事業費の 3 分の 2 の費用の負担金を田辺市からいただいております。

支出でございます。

2 款資本的支出、既定額に 1 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加、計としましては 2 億 9, 1 8 3 万 1, 0 0 0 円。

2 項企業債償還金、企業債償還金でございます。既定額に 1 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

次のページをお願いします。

平成 2 9 年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の 3 つの区分に表示しております。合計金額で説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでございます。次の一番下の行でございます。業務活動によるキャッシュ・フロー 1 億 7, 3 8 1 万 6 6 円でございます。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、一番下の行、投資活動によるキャッシュ・フロー計でございます。マイナスの 6, 8 9 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。財務活動によるキャッシュ・フロー計でございます。マイナスの 1 億 8, 4 7 0 万 8, 9 9 0 円でございます。

資金増加額（又は減少額）でございます。マイナスの 7, 9 8 4 万 3, 9 2 4 円でございます。

資金期首残高 5 億 2, 4 3 3 万 4, 8 6 4 円、資金期末残高 4 億 4, 9 9 0 万 9 4 0 円と予定しております。

次のページをお願いします。

平成 2 9 年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合

計金額で説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産。

固定資産合計でございます。30億5,109万3,799円。

2、流動資産。

流動資産合計でございます。4億9,562万6,263円でございます。

資産合計としましては、35億4,672万62円でございます。

負債の部でございます。

3、固定負債。

固定負債合計でございます。8億4,221万9,515円でございます。

4、流動負債でございます。

流動負債合計1億8,283万9,329円でございます。

5、繰延収益。

負債合計でございます。19億3,399万5,796円でございます。

資本の部。

資本金でございます。8億20万6,271円でございます。

7、剰余金でございます。

次のページをお願いします。

剰余金合計3億1,390万4,410円でございます。

2、利益剰余金。

剰余金合計でございます。8億1,251万7,995円。

資本金合計16億1,272万4,266円。

負債資本合計35億4,672万62円と予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第79号について説明を申し上げます。

議案第79号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年9月20日 契約に係る平成29年度 第2－1号公共下水道事業 生馬下水道管（8工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

契約の目的、平成29年度 第2－1号 公共下水道事業 生馬下水道管（8工区）

布設工事（補助）でございます。

２、契約金額、変更前、一金５，６０２万３，９２０円、変更後、一金６，５４２万６，４００円、一金９４０万２，４８０円の増でございます。

契約の相手方、和歌山県田辺市秋津町１５９５番地の２、株式会社丸山組、代表取締役丸山博之でございます。

本工事につきましては、平成２９年８月２５日に入札を行い、９月の議会でご承認いただいております工事でございます。

工事内容につきましては、下水道管を埋設する際にもともとはそこにありました掘削土を用いて埋め戻しを計画しておりましたが、土質試験２カ所をしました結果、埋め戻しには適さないというふうに試験結果が出ましたので、購入土による埋め戻しの変更をするものであります。

次のページに、参考資料としまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得た後に本契約するとなっております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第８０号についてご説明を申し上げます。

議案第８０号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成２９年度第１号 文化会館運営事業 上富田文化会館空調設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、平成２９年度 第１号、文化会館運営事業、上富田文化会館空調設備改修工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約金額、一金１億３，９７５万４，１６０円。

４、契約の相手方、大阪市北区天満橋１丁目８番３０号、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社、取締役関西支社長大塚眞史。

平成２９年１２月１１日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては、平成８年に竣工した上富田文化会館の空調設備が２１年を経

過し老朽化したものを改修するものでございます。老朽の状況については、夏は氷、冬はお湯をつくってタンクにためておき、このお湯や氷で空気を冷やしたり暖めたりという蓄熱式であります。このタンクにつきまして、2基のうち1基は破損、もう一基も漏水が見られること、また、文化会館を終日にわたって冷やす能力がなくなっていることが挙げられます。これは、文化会館ホールの利用者の方だけでなく、図書館、小ホール、研修室といったそれぞれの利用者の方々にとっても暑い、寒いというご辛抱をいただいているところでございます。

また、水位や温度を確認する制御機器のふぐあいやチラーなどの騒音の問題など、経年劣化により機械全体の老朽化が進んでおり、今後は大規模な修繕の繰り返しになっていくことが予想されるところでございます。

また、文化ホール等の図書館以外の施設が稼働していないときにも大型のチラー2台が稼働している状況のため、非効率となっており、必要なときに必要なだけ冷やす、あるいは暖めるということが必要と考えております。

文化会館における各種事業の運営や災害時の対応、安定した利用者サービスの確保のため、今回、常時設備全体が稼働する氷蓄熱方式ではなく、より稼働時間の効率化、維持費の低コストを実現できる電気式の空調設備への更新を行いたいと考えてございます。

工事の主な内容につきましては、チラー2台と室外機、室内機を交換し、また図書館の空調機も、全体としての集中管理のものから図書館が独立したような機器に置きかえてまいりたいと考えているところでございます。

契約相手方の決定に当たりましては、指名競争入札となっております。指名業者は東芝エレベータ株式会社関西支社、パナソニックE Sエンジニアリング株式会社近畿支店、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関西支店、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社の特定建設業許可を取得している4者を指名、うちパナソニックE Sエンジニアリング株式会社近畿支店、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関西支店は入札を辞退されまして、東芝エレベータ株式会社関西支社、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社により入札が行われ、三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社が落札しているところでございます。

参考資料としまして、次のページに仮契約書を添付いたしております。

第56条、一番最後のページになりますが、こちらにおいて、この契約は、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとさせていただきます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

それでは、私からは議案第 8 1 号から議案第 8 3 号までをご説明申し上げます。

議案第 8 1 号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、平成 2 9 年 3 月 1 5 日契約に係る平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築工事。

2、契約金額、変更前、一金 2 億 9, 4 8 4 万円、変更後、一金 3 億 2 9 万 2, 9 2 0 円、一金 5 4 5 万 2, 9 2 0 円の増です。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 5 6 7 - 1、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては、学校給食センター 1 棟、車庫 1 棟を建築するもので、平成 2 9 年 3 月議会定例会でご承認をいただき、工事を進めてございます。

今回の変更の主な内容は、鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事において確認申請の仕様を変更したためのコンクリート工事の数量増、並びに防水工事では屋上防水立ち上がり箇所の耐候性を向上させるため塗装仕上げに保護板を追加したための数量増によるものと、ガラス工事では強化ガラスを採用しているため飛散防止フィルムを減とし、塗装工事でも内部塗装剤の変更を行い、減としています。それぞれの工事で増減が出ますが、トータルとして 5 4 5 万 2, 9 2 0 円増額の変更契約です。

次のページに、参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。契約書の最終項に、議会の議決を得た後、本契約とするとしてございます。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 8 2 号でございます。

議案第 8 2 号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、平成 2 9 年 3 月 1 5 日契約に係る平成 2 8 年度 第 3 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成28年度 第3号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気設備工事。

2、契約金額、変更前、一金1億3,072万1,040円。変更後、一金1億3,245万3,360円。一金173万2,320円の増です。

3、契約の相手方、和歌山県田辺市稲成町336-1、株式会社第一テック、代表取締役朝間一議。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

この本事業につきましても、平成29年3月議会定例会でご承認をいただいております工事でございます。

今回、工事内容の変更で、173万2,320円の増額です。主な変更内容は、食材等の搬入スペース位置に計画しておりましたキュービクルの位置を、搬入スペースを広く確保するため西側道路部分に移動させたため、幹線設備工事、電線ケーブルの数量が増となるための増額の変更契約です。

次のページに、参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。契約書の最終項に、議会の議決を得た後、本契約とするとしてございます。

どうかご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第83号でございます。

議案第83号、物品購入変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、平成29年3月15日契約に係る平成28年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（厨房機器）について、下記のとおり購入変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、取得物品、平成28年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（厨房機器）。

2、契約の金額、変更前、一金2億844万円、変更後、一金2億908万8,000円、一金64万8,000円の増です。

3、契約の相手方、大阪府豊中市走井2丁目9番2号、日本調理機株式会社関西支店、支店長小林正高。

平成29年12月11日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましても、平成29年3月議会定例会でご承認をいただいております物品購入でございます。

変更契約の主な内容は、給食センターから各学校に配送するコンテナの扉の改造でございます。各校の配膳室でのスペースの確保ができるようコンテナの両開き扉をさらに二つ折れにコンパクトに改造するための費用として、コンテナ１８台で６４万８，０００円の増となりますので、増額の変更契約を行います。

次のページに、参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。

契約書の最終項に、議会の議決を得た後、本契約とするとしてございます。

どうかご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第８４号についてご説明申し上げます。

議案第８４号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得物件、西牟婁郡上富田町生馬字松尾３１６番１３、山林ほか５筆、５，１２７平方メートル（別紙内訳書のとおり）

２、取得価格、一金５，３００万円（別紙内訳書のとおり）

３、目的、上富田スポーツセンター駐車場用地として。

４、契約の相手方、和歌山県田辺市古尾１９番１号、株式会社目良組、代表取締役目良美良。

平成２９年１２月１１日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、スポーツセンターの駐車場用地が不足していることから、新たに駐車場等を設置するための用地を取得するための売買契約を締結しようとするものでございます。

現在建設が進んでおります学校給食センターの隣地、現状山林でございますが、この土地を造成の上、その後に買い受けるというものでございます。

本議案につきましては、上富田スポーツセンターの駐車場用地が不足していることから、新たに駐車場等を設置するための用地を株式会社目良組から取得するための売買契約を締結しようとするもので、対象となる土地は、生馬字松尾３１６番１３の一部４，２５６平方メートルと、同３１６番７２の一部８７１平方メートル、合わせて５，１２

7平方メートルでございます。

土地の位置は現在建設が進んでおります学校給食センターの隣地でございますが、この土地は現在造成中となっており、その事業の完成後に引き渡しを受けるという内容でございます。

参考資料として仮契約書を添付しており、第13条において、この契約は、議会の議決があったときに本契約が成立するといたしております。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月13日水曜日午前9時30分にご参集願います。

延会 午後2時00分